



# 千葉労働動員

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043 (222) 7207 番

※ 電話番号は4月29日から変更になります

92.6.29 No. 3613

# 6.25 AM 9:30 地裁 総判決 公判に結集を

集合 千葉地裁ロビー、9時30分  
動員 各支部とも全力動員

※判決公判終了後、千葉地裁となりの千葉県弁護士会館2階講堂において報告集会を行う。

※※判決公判自身は数分で終了するので時間厳守されたい。なお、勤務の都合等で判決公判に間に合わない組合員は、直接千葉県弁護士会館に結集されたい。



第一波スト解雇公判と清算事業団公判の判決が六月二五日に開かれる。  
八五年十一月の第一波ストライキへの報復処分(二十名)の撤回を求め定訴してからほぼ六年という長期にわたって、たたかわれた裁判もいよいよ判決である。  
また、清算事業団公判も同日判決がいいわたされる。一回の証拠調べも行わず一方的に結審し、判決だといっているのである。  
去る五月二十八日の中労委の不当な「解決案」が出されたばかりであり、しかも国労が今後の進むべき方向を決定しようとしている六月二十八の拡大中央委員会の前に判決を出してくるといって極めて政治的なものである。

第一波スト公判法解雇公判は、不当に解雇された仲間が次つぎと証言するなど終始裁判をリードしてきた。しかし、当局は「ストを行った事実さえ認めていれば十分」とか「政治スト」論を展開するのみで、解雇者個人の行動すら立証しないという不当な態度をとりつづけたのである。  
言うまでもなく、第一波、第二波ストライキに対し二八名にも及ぶ解雇攻撃を加えてきた。これは、その規模からも前例のないものであり内容も現場組合員を公労法で解雇する。あるいは約三ヶ月前に開かれた定期大会の代議員だったことを捉えて処分するという超反動的な解雇の攻撃である。  
不当に首を切られた仲間たちは攻撃に屈せず不屈に頑張っている。全組合員は、新ためて被解雇者の怒りを我がものとして仲間を職場にとりもどすためにたたかおう。  
六・二五判決公判、二七国鉄労働者集会を皆の力でかちとろう。

## 闘争(提議)について

貨物 東日本旅客

1. 支給月数 1. 支給月数

2.5ヶ月 2.6ヶ月

2. 支給日 2. 支給日

6月30日以降準備出来ず  
★格差を討ち! 7月3日以降準備ひき次第

## 不当解雇撤回、清算事業団抗争勝利へ

# 6.27国鉄労働者集会へ

PM2...

南都増政会館  
JR大井町駅歩10分